

## 序議付議事案書

開催・令和 6年 9月25日

所管部課	総務部デジタル推進課	部長	矢吹 勇一
件 名	東大和市における個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について		
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則 東大和市における個人番号の利用等に関する条例		
部課機関			
1. 要 旨	<p>第3回定例会において東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正したことに伴い所用の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法に関する事務（保健指導等に関する事務等）を追加する。【第3条の3の2】</li> <li>・「大気汚染医療費助成の事務」を追加する。【第13条の2】</li> <li>・「住登外者の情報の管理に関する事務」を追加する。【第19条の3】</li> </ul> <p>その他条例改正に伴う文言の修正を行う。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p>		
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課において審査済み</li> </ul>		
3. 留意事項 (問題点等)			
4. 主管部処理案 (検討結果等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・序議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</li> </ul>		
5. 審議結果			

注：定例序議の場合は、金曜日の正午までに提出。